

令和6年第4回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月9日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 7号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 2 議案第44号 浅川町犯罪被害者等支援条例を定めることについて
- 日程第 3 議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第48号 浅川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第49号 浅川町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第50号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第51号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第52号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第53号 浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 浅川町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 発議第 8号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書提出について
- 日程第14 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	会計年度任用	芳賀純弓
--------	------	--------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第4号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第44号 浅川町犯罪被害者等支援条例を定めることについてを議題とし

ます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 何点か伺いたいと思います。

まず、本条例が今回提案になった理由です。どういう経緯があって提案になったのか、ほかの近隣の町村もこういったものを一斉に今議会あるいは近い議会に提出されているような状況なのかどうか伺いたいと思います。

2点目です。第5条の町民の責務の後段の部分で、町民は「町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする」と、支援に協力するよう努めなさいということを決めております。一方で、15条で、個人情報の適切な管理ということで、町は犯罪被害者等に関する個人情報を適切に管理しなさいと。あちこち漏らしちゃ駄目だよということだと思うんですけども、この整合性を考えると、この5条の後段の部分は具体的にどういうことを言っているのかなというのがちょっと疑問なので、その点を伺いたいと思います。

それから、7条の2項で、町は犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供を総合的に行うための窓口を所管する課に置くものとするというふうにあるんですけども、所管する課というのはどこになるのか伺いたいと思います。

4点目ですけども、ここがこの条例の一番の眼目だというふうに思うんですけども、町は犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するための支援を行うものとするということで、説明では、被害者に見舞金を贈る、見舞金は死亡の場合は60万円、重症の場合は30万円、転居するような場合は20万円を贈るということであります。県が半分負担するんだということでしたけれども、この対象となる被害者というのは町民なんですか。犯罪被害者等とあるだけで、町民という限定はちょっと見たところ気がつかないんですけども、近隣の町村の被害者にもこういうのを贈るといったら極めて不合理なので、これ町民という限定が私はずくんじゃないかというふうに思うんですけども、限定するその定めというのはどこにあるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。何点かございました。順を追って答弁させていただきます。

まず、こちらの経緯なんですけど、過日、9月末でしたか、9月末に福島県警の方が3名いらっしゃいました。実は、このような条例、今回上程させていただきました犯罪被害者等支援条例を各市町村に策定していただきたく各市町村を歩いているんだということがあって訪問されました。話を聞きましたら、内容的にはこの条例の内容なんですけど、実は、福島県は59市町村ございまして、制定の状況が半数しかないそうなんです。条例を制定していなくても見舞金を支給するところもあるんですけども、条例でいいましたらば約半数なんです。

石川郡は見舞金を平田、古殿が支給しております、ただ条例は5町村とも制定していなかったということで、ぜひお願いしたいということがそもそもの発端でした。我が町におきましてはこのように今回条例を上程させていただきました。5町村ほかの4町村は今後まだ制定は未定のようなのです。

それと5条、15条関係なんです、こちらの整合性。

そもそもなんです、こちらの条例のつくり方、条例の定め方なんです、今ほど言いました、県警の方がいらっしやいまして、準則といいますか、このような条例で策定したらいかがなものかということでアドバイスはいただきまして、今回それを浅川町に置き換えて制定したわけです。

5条の犯罪被害者等支援を町が基本理念にのっとり行うということの責務なんです、第15条なんですけれども、こちらは大きい市とかは該当するかもしれないんですが、我が町で、支援の団体、このようなものは存在はしておりませんので、確かに議員さんおっしゃるとおりなじまないかもしれません。

改めて答弁させていただきます。

まず、整合性なんです、今の答弁の中で、すみません、訂正がございます。

5条と15条の関係なんです、改めてですが、まず個人情報、これは町として適切に管理するのは当然なんです、今後万が一町民におきましてこのようなことが発生した場合には、二次被害が生じないように町としても広報をするようにします、被害者を特定する話ではなく。町民の方をお願いしたいのは、犯罪被害者の方が特定されないのは当然なんです、その方の支援をお願いしたいということもございます。

それと、3点目になります、見舞金の対象なんです、こちらにつきましては、この条例でいいましたらば、町の責務の第4条、町の条例なので、すみません、改めて確かに町民ということを対象にしていらないかもしれないんですが、こちらにつきましては改めて、町民が対象となっております。

それで、実は先ほどの話で、県警の方いらっしやったときに、この条例を制定する場合に、このようなことなんです、例えば犯罪を受けた被害者が複数いまして、例えば浅川町の方と浅川町以外の方が被害を受けられました。その場合に、片方は条例制定しているんで見舞金等出ます、ところが片方の市町村が出ていないときにはそちらは何も該当しないと、相談相手にもしてもらえないということで、この条例は早めに制定していただければということなんです。

本当は、59市町村、そして全国も、このように制定すればこの町村にお住まいの方でも被害があったときに町からの支援が受けられるということなので、ただ、先ほど言いましたとおり、福島県は半数、隣の山形や栃木は全市町村で制定しているそうですので、県警が、慌ててという言い方もないんですけれども、そのようなことでぜひお願いしたいということで今回お見えになりました。

なお、この見舞金なんです、見舞金の額につきましては、福島県内ほぼ一律となっております。

拙い答弁でございました。

以上です。

〔「所管課」の声あり〕

○総務課長（生田目源寿君） すみません、所管課ですが、私ども総務課になります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） こういう条例は必要だというふうに思うので基本的には賛成なんですけれども、今の説明聞いていて分かりました。

5条の後段の町民の協力の責務というのは、浅川町ではあんまり現実味がないけれども、そういう大きなところではいろんな支援団体とかがあるから、そういうところに対して何かあるだろうということで、そういう理解で。

8条のところは、経済的負担を軽減するための支援を行うものとするということで、これ規則のほうで恐らく見舞金ということで定めるんでしょうけれども、8条の明文には書いていないけれどもこれは浅川町民に限ると、こういうことで定めるということよろしいですね。伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 今ほど議員さんおただしのおりの内容でございます。間違いございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけお伺いいたします。このような場合になった場合の認定する機関はどちらになるんですか。総務課で判定してやるのか、それとも県のほうで認定して被害者ですよということで見舞金を出すのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私から答弁させていただきます。

犯罪の件ですのでこちらは当然警察が入るわけなんです、町にいらっしゃった方は、県警の犯罪被害者支援室という専門の室がございます、そちらの担当の方から石川警察署を通じて町に連絡がございます。ですので、連携をすることになっておりまして、まずはこちらの今言いました県警の犯罪被害者支援室より連絡が来ることになっておりまして、あとは役場の庁舎内で広域的に支援をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第44号 浅川町犯罪被害者等支援条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず1点目として、今回の改正で、議長、副議長、議員、今年12月分の支給は幾ら増えるのか伺いたいと思います。

それから2点目ですけれども、議員のところにはもう既に10日に期末手当を支給しますという通知が届けられておりますけれども、今回の条例は12月1日に遡及する内容でありますので、今回の改正分はどのような取扱いになるのか併せて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

議員さん方の引上げの総額ですが、金額でいいますと26万8,000円となります。

なお、この追加の支払いの時期ですが、今回議決いただきましたらば年内には支給できるような形で検討しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私が1点目でお聞きをしたのは、議長、副議長、議員、それぞれ支給額は幾ら増えるのかという質問でした。

○総務課長（生田目源寿君） しばらくお待ちください。

○議長（水野秀一君） しばらくお待ちください。

総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 大変答弁遅くなりました。申し訳ございません。

それぞれの金額申し上げます。議長につきましては3万4,960円、副議長におかれましては2万7,485円、議員さん方につきましてはそれぞれ2万5,645円となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本案に反対の討論を行います。

我が町は、住民税の非課税世帯がおよそ550世帯、それで住民税の均等割のみの課税世帯が約130世帯。あらゆる生活必需品が値上がりをし続ける中、多くの町民が厳しい生活をしています。来年度も3,000品目を超える品物の値上げが予定されていると報じられており、暮らしが楽になる兆しは全く見えておりません。

そうした中、議員が自分たちの報酬を率先して引き上げるべきではないと思います。ましてや議員の多くはほかに収入の道を持っており、議員報酬を引き上げなければ生活が苦しくなるわけでもありません。

本議案は町民の理解が得られないと思いますので反対いたします。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 賛成討論します。

本町議会においては、議員定数の削減を実現し、議会改革を進める中、町村議員の成り手不足対策として低額な議員報酬を改善することが必要であり、多様な人材確保の観点からも本案に賛成いたします。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 先ほどの議員と同じように、町長、副町長、教育長、それぞれの支給額、12月支給分、これは幾ら増えるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私のほうから答弁させていただきますが、すみません、総額でしか分からないので、後ほど答弁させていただきます。大変申し訳ございません。

○議長（水野秀一君） ここで暫時休議いたします。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 会議録に載ればいいので、休議しなくても議会中に答弁してもらえれば結構です。

○議長（水野秀一君） 採決するのにそれではまずいんじゃないか……。

○8番（上野信直君） いや、それが、金額が分かったからといって採決には私は影響しません。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町長等の報酬は、議員の報酬とは違って、町長等の給与ですか、給与手当、議員と違って生活給であります。生活給ではありますが、もともとこの給与が高いので、期末手当も高額になっております。

先ほど述べたように、多くの町民が厳しい暮らしをしているさなか、自分たちの高い期末手当を今さらに引き上げることに町民の理解が得られないと私は思いますので、本案には反対します。

○議長（水野秀一君） 次に、賛成討論。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 賛成討論します。

本案について、町長等特別職三役として果たすべき役割は重要であり、その職務の特殊性に応じた職責に見合う適正な処遇であることから、本案に賛成いたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 給与の総額というのは大体分かるんですけども、平均で、上がる給与と期末手当、勤勉手当合わせた額、これどのぐらいになるのか伺いたと思います。

それから2点目として、今の職員というのは会計年度任用職員を除いた職員ね、会計年度職員はどのようなことになるのか併せて伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

2点ほどございましたが、1点目の確認ですが、期末手当と勤勉手当の上げ率。

○8番（上野信直君） 平均どのぐらい上がるか。

○総務課長（生田目源寿君） 初日に提案理由の説明の中でもご説明申し上げましたが、若年層はまるっきり高くなりまして、我々課長職になると金額はそれほどじゃないんですが、今回で言いましたらば、全体で言いましたらば、平均して約5,000円程度になりますかね。これ何とも、年齢層がまちまちなので平均は若干難しいんですけども、厳密な計算をしますと端数まで計算はできますけれども、今時点では、すみません、そのようにざっくりな答弁になって申し訳ございませんが。

それと、2点目の会計年度任用職員ですが、今までは期末手当ですが、勤勉手当も今回出るようになりまして、上げ幅が国の基準に合わせたものですから、今回、人件費で給与明細費上がっているのは上げ幅が高くなっておりまして、今回そのようなことで金額計上させていただいております。期末も勤勉手当も我々職員同様に支給されます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目ですけども、ざっくり5,000円だということでしたけれども、それ給与のほうですか、手当のほうですか。給与の平均と手当の平均、ざっくりでいいです、今分かればお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私から答弁させていただきます。

今ほど答弁させていただきました給与については、そのような金額、ざっくりなんです、手当につきましては、すみません、これは金額、今は答弁できませんので、後ほどこれ計算しまして答弁させていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第48号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第48号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第49号 浅川町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） この条例の変更の内容は理解できるのですが、経緯を教えてくださいと思います。まず1点目、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

経緯につきましては、いつの議会で出た質問だったかちょっとはつきりとは分からないんですけども、議員さんのほうから、今どき、身体が強健であること、こういう条文ですと体が弱い方は該当しないのかということのご質問があったと思います。それで今回こちらのほうを削除させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そのほか変更点ありますよね、重複貸与することができるのか、あと教育委員会が定めるところによりとか変更点があるの、変更点の中身等はよく分かるのですが、やはりそれは議員からの意見が、議会内での意見があったからということで解釈してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

次の重複貸与につきましては、現在、給付型とかそちらの奨学金も多く出てございまして、昨年度も浅川町のほうにふくしま未来研究会というところからの給付型のお話もございました。それから、給付型の奨学金を受けるといことで申込みされた方もおりまして、令和5年度の申込みされた方が給付型の奨学金も受けますということで、奨学選考委員会を開催して決定されるものなんですけど、そちらのほうで、条例上には貸与型となっており給付型というのは条例のほうに載っていないということで、認められたという経過もございました。

それから、連帯保証人につきましては、現在も口頭のほうで、保護者以外の方で連帯保証人2名をつけていただきたいということをお願いしておりますが、現状に合わせて、保護者以外ということ、今回この改正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 重複貸与の件は理解できました。

それで、第8条のところ、教育委員会が定めるところによりというのは8条の2を意味しているのかどうか確認したいと思います。8条の2であるのかということをお聞きします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

8条の2のほうに、連帯保証人は浅川町に1年以上在住し、独立の生計を営み、かつ奨学資金の返還の責を負うことができるものでなければならないとしておりますが、教育委員会が定めるところによりというところは、奨学生と生計を別にし、かつ奨学生と連帯して奨学資金の返還の責を負うことができるものという定めとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） その今、課長が言った文はどこに載っているのですかね。

それと、今回変更するに当たって選考委員の方とかの意見というのは聞いたのか。そういう選考委員会を開催してこういう変更しますよという了承を得ているのか。

それと、浅川町では様々なところで連帯保証人を取っております、住宅を借りる際とか、おのおの連帯保証人の基準があるんですが、浅川町の条例の中に定める保証人という基準を新たに設けるべきではないかと私は思うんです。その物事、いろいろなところの条文を読みますとまちまちである。

というのは、今、課長が言った条文でいうと何等親以内でもいいということになっちゃうんです。きょうだいでもいい。そういう解釈がいろいろ生まれてしまうので、よく県や国のものでいけば何等親以内の親族は連帯保証人になれないという明確な線引きがあるんですが、そのようなことも今後は条例の中にうたっていく必要があると私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 選考委員会のほうは、今年度は奨学金を申し込んだ方がゼロでございましたので、選考委員会を開催することはございませんでしたが、したがって選考委員会のほうでは検討はしてございません。

ただ、毎月、定例教育委員会を開催しておりますが、今回のこの条例案につきましては、定例教育委員会のほうで教育委員さんのほうに会議内容で出ささせていただきますして、まず、連帯保証人、何等親以内とかそういうお話も、連帯保証人に関しましてはいろいろな条件がそれぞれで定めがございます、今後、何等親以内とか、きちんとしたそのようなことを条例のほうに明記させていただきたいと思います。

今後、奨学金選考委員会ですとか教育委員さんのほうとちょっと検討させていただきますして、明確な基準を載せさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の最後に課長が答弁していただいた連帯保証人に関しては、ぜひとも、町長、基準を設けるような考えで進めるべきだと思います。その辺、町長にも答弁をいただきたいなど。

この8条を読むと、じゃ書類を提出しますというときに、多分担当課のほうでいろいろ条件をつけてくると思うんですよ。ただ条文を読むと、いや、そんなところ書いていないじゃないですかと言われるようなところまで多分口頭でハードルを上げてくるんだと思うんですよ。

ですから、そういうのを口頭で言うんじゃないくて、やはり条文に明記するというのが必要だということで私は言っております。あくまでもこれ条例という町の一つの法律ですので、やはりもっと専門家の知識を借りるなり意見をいただくなりして改正していくものだと、そういう重みがあるものだと私は思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 7番議員の言うとおりにかもしれませんので、今後よく精査して、選考委員会さんらとよく話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回の改正案は、以前私が一般質問で質問した際に指摘をした、身体が強健であることという条件は、これは身体的な差別とも捉えられるのでなくすべきではないかということをお願いしました。

それから、その次の町の奨学金と他の奨学金の併給禁止、これについても、町の奨学金だけで東京に出て大学で勉強しようということはこれはできないので、アパート代ぐらいで終わってしまうので、結局利用者が少ないという状況もあったので、この部分を改善すべきだということをお願いしました。

それを反映していただいた今回の条例改正案かなというふうに思いますので歓迎するんですけども、ただ、8条のほうで、奨学生の連帯保証人、保護者以外の方で2人立てなければならないというふうに明示されることとなります。今の7番議員とのやり取りを聞いていると、実務上今までも保護者以外の方で連帯保証人2人お願いしますということをお願いしてきたということなので、今回それを明文化するというのかなというふうに思うんですけども、保護者が連帯保証人で何で駄目なんですか。保護者以外で2人探せといたらこれ容易でない話ですよ。何で保護者は駄目なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えさせていただきます。

今回、保護者という条件をつけたわけですが、ここで保護者としてしまいますと、保護者はまず奨学生と連帯して返還していただくという義務がございますので、そうしますと、返還していただく際にいろいろな家庭の事情があってそれで返還が遅れてしまう場合も多々あるんです。そういった場合に、保護者ではなく生計を別にする保護者以外の方ということで、そういう方に連帯保証人をしていただくということで、今回、保護者以外の方というふうに改めさせていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） もしかすると、私、根本的にちょっと勘違いしているのかもしれないんですけども、この奨学金の貸与者、つまりお金をもらう人ですね、貸与契約をする人って学生本人じゃなくて親なんですか。学生本人は債務を負わないと、こういう扱いになっているんですか。伺います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 貸与者につきましては奨学生本人でございます。

〔「申請者は」の声あり〕

○教育課長（我妻美幸君） 申請者も奨学生本人でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 契約の当事者が学生であれば保護者が何で払わなくちゃならない義務が生じるんですか。連帯保証人でも何でもないので、事実上は払ってもらえる存在だからあえて書かないということなのかもしれませんけれども、これ、そういう扱いはおかしいです。法的には保護者は何の責任も負わないということになりますよ。今回、この条例案は私は前進だと思うので反対はしませんけれども、その辺もよく考慮して。

今本当に、連帯保証人、人になってもらうといたら大変なんです。私立大学だと奨学金月6万円、卒業するまでの貸与総額って288万円になるんですかね、4年間だとね。288万円の連帯保証人になってくれと頼める人ってそんなにいないですよ。

ですから、このハードルを引き下げて、保護者とそのほか連帯保証人1人ぐらいだったら、ほかの奨学金との併給も認めるということなので、さらに金額は大きくなるので、これぐらいはしようがないかなというふうには思うんですけども、その辺も今後よく検討していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 議員さんおただしのように、今後、奨学金選考委員会ですとか教育委員さんのご意見を伺いながらもっと精査していきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私も8番議員さんと同じ考えなんです。もろもろの改正したところについては評価しますし、そのものに反対するものではないんですが、わざわざこの保護者以外という文言を入れる意味合い、これは先ほど8番議員さんが言ったとおり、よくよくの検討が必要かなというふうな感じを私は持っています。

というのは、今多分つくっているところでは、保護者以外という文言はほとんど入れていないんじゃないでしょうか、ほかでも。多分この近辺でいいますと、石川とか、それから古殿は入っていないはず。唯一入っているのが玉川。入っています、保護者以外とかという。ただ、そこは独立の生計を営むという形の中でやっていることが多い、形を変えればですね、ところはあるんですけども、保護者以外となると、先ほど言いましたように、こういう世の中になりましたので、なかなか保証人探すの大変だということで、これは8番議員さんが言ったとおりだということで、ぜひともこの辺のところはよくよくの検討、何のために保護者以外というふうに明記したのか、その辺の意味合いを少し考えていただいて、よくよくの検討も必要なんじゃないか

なというふうな考えを持っています。答弁は結構なので、よく検討していただきたいなというところです。
以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第49号 浅川町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎答弁の追加

○議長（水野秀一君） ここで、上野議員から先ほどの質問がありました補足説明を総務課長より答弁させます。
総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、先ほど8番議員からのご質問がございましたが、私、答弁できなかったものですから、改めて再計算しましたので、ここで答弁をさせていただきます。

議案第46号、町長等のところです。こちらにつきましては、金額申し上げます。町長が8万7,170円、副町長が6万9,805円、最後に教育長ですが、6万5,320円。

次にですが、議案の47号です。職員関係ですが、先ほど手当の平均を聞かれました。おたがしございました。期末・勤勉なんです、これは標準的なものですが、トータルでいきますと約7万3,000円となります。

答弁につきましては以上です。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 次に、日程第8、議案第50号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 町内の各汚水処理施設に関して、こういう条例を改正して、統合なり整備していくという考えは大変評価できるものであります。

そこで、ちょっと1点ほど伺いたいんですが、建設水道課資料1ということでこの資料、料金の改正後のを頂いたんですが、農業集落排水の料金、それが汚水処理施設と統合されて、ニュータウンのほうと料金体系が同じになるということで、例えば一般住宅で標準で大体あれですかね、標準世帯で1か月20トンが大体使う量なんでしょうかね。そういうもので勘案すると、今まで農業集落排水は1世帯当たり基本料金があって、そして人員割があったと。それが今度は、上水道の使用料に対しての計算になりますので、この標準世帯でいくと今までの農業集落排水の世帯は、今度はどうなんでしょうか。今現在の料金より上がるんでしょうか、下がるんでしょうか。その辺おおよそでいいのでご答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、答弁させていただきます。

大草地区農業集落排水事業が今回の条例改正によりまして、令和7年4月1日から料金体系が花火の里汚水処理事業と同一の料金体系となります。また、公共下水道事業とも同じ料金体系とする予定でございますけれども、どのように料金が変わるのかというおただしでございます。

平均的な家庭でというお話で、月20トンという例がございました。月20トンですと毎月3,872円が新しい料金体系になります。今後は2か月に1度、上水道の検針と同じですね、上水道は2か月に1回料金徴収しています。それと合わせて徴収するという事なので、3,872円掛ける2ということになります。

それで、今現在の農業集落排水の料金計算の方法は基本料金プラス人数割ということで、その標準というのが何人なのかということによって比較がなかなかできないものですから、多く使っている、多く排水している方もいれば、少なく排水している方もいて、あとは単純に人数の計算によって料金を算出しているところから、それと比較するものがなかなかございませんが、試算したところ、今現在、一般住宅で消防屯所等も含めてですけれども、19戸が接続されております。今回の料金改正で水道使用料を基に令和6年1月から令和6年11月分までの平均を取って水道の使用料で試算をしたところ、料金が上がる戸数が10戸、下がるだろうという戸数が9戸でございます。

これはどのような理由からかといいますと、水道を多く使っている方は上がるというところでございまして、逆に水道の使用量が少ない方は料金が下がるというような状況でございます。トータルでいきますと、ざっくりとですけれども20%から30%程度は、合計では料金収入が上がるのではないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） ちょっと質問がざっくりで申し訳なかったんですが、例えば標準世帯、4人家族で、私は1か月20トンで、2か月で40トンが標準世帯だと思ったんですが、今、答弁では月10トンということでした。

それで右側の改正案だと、これだと一般排水で10トンまで1,672円が基本料金で、超過料金が1トンにつき220円という計算でいけば、3,872円程度でしょうということでした。試算によっては、今、農業集落排水に接続しているのは19戸ということで、上がるところが10戸程度、下がるのが9戸程度ということでほぼ半々ぐらいなのかなと思います。

そういった中で、それほど料金体系には、個別の世帯では多少あるんでしょうけれども、全体的にはそれほど影響はないのかなと思いました。内容よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大体分かりましたけれども、上がる方で一番上がるってどのぐらい上がるのか、1点伺いたい。

それから、基本的に高齢者の一人暮らしのお宅、こういうところは基本的には下がると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

あくまで試算でございますけれども、上がる方で月4,000円ぐらいの値上がりになる方もいらっしゃるのではないかなというふうに、4,000から5,000円試算しております。

また、高齢者の方につきましてはどのような傾向になるのかということにつきましては、一人暮らしの方につきましては、当然使用水量が少ないものですから、それに合わせた形なので値下がりするというような形になると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） この料金体系もだし、集落排水と公共下水道と全然組織がどうか、やり方が違ったんですけれども、今度、行政的に一緒になるということなんですけれども、部落の説明会はあったようなんですけれども、あと、今まで集落排水、農集排というのは部落で処理施設の草刈り等々の管理をしていました。何回か草を刈ったり何だりしてました。今後、何か町でやるのかなということと、将来的な話なんですけれども、ますます加入者というか、こういうことを言うとあれなんですけれども、件数が減っていきます。今でも膨大な赤字経営です。先月ちょっと計算したんですが、将来的に件数が10件、5件、将来的ですよ、減ってきたら、この集落排水処理施設はもう本当に膨大になって維持できなくなると思います。

早いうちにと前に言ったんですけれども、早いうちにどういう見通しなのかは分からなくても、赤字経営なんで、個人的に合併槽をつけてやったほうが将来的に町の負担はかなり減ると思いますけれども、今、公共下水道の合併の話でやめるというもおかしな話なんですけれども、将来的にはそういうことも考えていかないとますます財政が大変になると思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、答弁させていただきます。

初めに、農業集落排水の維持管理組合、これまで、今現在も大草地区の対象世帯の方に組織していただきまして、処理場の周辺の草刈りなどを実施していただいております。こちらにつきましては、もともと農業集落排水事業が農林水産省の所管でございまして、やっぱり地域の方々が維持管理をしていくという考え方に基づいて、そういったものを当時組織したというところがございます。

また、本来でありますと分担金、加入時に支払いする13万円の分担金の徴収なども、管理組合の規約上は管理組合で行うということになっておりましたが、いろいろ公金を扱う上での問題等もありましたので、これは当初から町のほうで実施しておりまして、管理組合のほうは行っていないということでございます。

また、早期接続のために日本政策金融公庫から貸付けを受けることができるということで、そういった団体を組織した経緯があります。ただ、借入れにつきましても、実績が今のところ1件もございません。

それで、今後、同一の料金体系になった場合に、大草地区のみが地域の方々にそういった維持管理をしていただくのは当然ちょっと大変なので、そちらにつきましては今後、町のほうで実施を検討していますというところで、大草地区の維持管理組合の総会のときに説明をしたところでございます。

また、将来的なお話ですけれども、以前にも1番議員からおただしがありました。今現在、供用開始から20年経過しておりますので、もうちょっとしばらくは大丈夫なのかなとは思いますが、おただしのとおり、接続戸数とか、対象戸数がだんだん減っていくということが想定されますので、将来に向けて、今後どのようにこの施設を管理していくのか。合併浄化槽というお話もありましたとおり、そういったところも視野に入れながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 維持管理組合は継続するんですか。分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

維持管理組合につきましては、今回の条例が決定、可決されましたらば、令和7年度の地区の総会において、任意団体でございますので、管理組合としてもう目的がないと、達成されたというところでございますらば解散するという方法もあると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかによろしいですか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 維持管理組合なくなるということで、草刈り等を今までやってきたんですけれども、どの辺まで周りをやっていくのかと、維持管理組合がなくなると全く組織がなくて、町の処理になるんでしょう

けれども、あの周り結構草刈りが大変なんで、その辺の反映をしっかりとやってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、答弁は。

○1番（須藤孝夫君） いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第50号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第51号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） すみません、9ページの下から3つ目ぐらいのところ、ガバメントクラウド運用補助設計委託料ということで50万円が計上されました。このことについて前回説明があったんですけども、さらっとだけ説明あったのもう少し詳しく説明いただきたいなと思います。これはデジタル庁と関連したガバメントクラウドということでよろしかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） ただいまおたのしいいただきましたガバメントクラウド関係なんですけれども、こちらにつきましては、来年度予定しております自治体情報システムの標準化に伴うものでございます。そのために、来年度、ガバメントクラウドへの接続が必須となっております、そちらのネットワーク接続の要件定義や全体の設計を行うものとなっております。来年度、早期発注をするために委託を今できる部分について、今年度中に委託発注するものとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、これを行うことによって、役場の中でどこ部分の部分が該当してくる箇所になってくるのかということなんですけれども、その部分をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

自治体の標準化につきましては全国的な話になっておりまして、戸籍のシステムなど役場で使っているいろいろなシステムが全国的に共通化されるというところで動いているものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 戸籍などということで、今までは外部で発注していたものを国と合わせて標準化していくということになるのかと思うんですけれども、それによって予算のスリム化がなってくるというような話を何か以前していたと思うんですけれども、予算的にはこれはスリム化されていくのかどうかということでお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 標準化に伴いまして予算のスリム化というのは、当初の目的ではそういったものもあったとは思われるんですけれども、実際のところ、新たにガバメントクラウドの接続などそういったものの、あとは機器の入替えなどそういうのが発生しますので、当面の間は今までよりも予算は増えてくるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 初期投資はかかってくると思うんですけれども、将来的にはスリム化されて安くなっていくというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 議員さんおただしのお通り、当初のうちはいろんな経費が二重にかかったりとか、そういったものはあろうかと思うんですけれども、将来的にはシステムのほうとかが落ち着きましたら、最終的にはスリム化されて、予算のほうも少なくともはなってくるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点だけ伺いたいと思いますが、県道磐城浅川停車場線の118号への延伸、これがそのうち完成するということで、それを踏まえた予算が計上されておりますけれども、まず、開通して通れるようになるのはいつなのか、それをまず伺いたいと思います。

それから、一時停止線を引く、カーブミラーを設置する、防犯灯を設置する、このような予算があちこちに

のっていると思うんですけども、トータルしてどういうふうになるんですか。一時停止というのは、結構心配している人いるんですけども、町道とあの県道とどっちが優先関係になって、どっちが一時停止になるんだらうかとか、カーブミラーはどこに設置するのか、防犯灯はどこに設置するのか、この辺のところを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

県道磐城浅川停車場線に関連しての件でございます。

まず、県道磐城浅川停車場線の118号までの延伸ですけども、県の県中建設事務所に工事担当しておりますので確認したところ、2月28日が工期でございますので、この工期内には完成して開通できる見込みだというお話を伺っております。

それから、交通規制の変更の件でございます。

初めに、旧国道118号、町道がありまして、白河信用金庫さんの前なんですけれども、ここにつきましては、まだ今回の工事でその部分は今までどおりで工事が入らない状況です。旧富田屋さんのところの歩道工事がまだこれは残っておりまして、今回、県で開通する予定なのは慈眼寺さんから国道118号までということなので、富田屋さん付近の歩道についてはまだこれからということでございます。そういったところから、旧国道118号の部分の交通規制については今までどおりで、駅前から新しい国道118に向かうところは両側一時停止のままという予定だと伺っております。

ただし、こちらの交差点につきましても令和8年度程度までかかるのではないかというお話でしたけれども、歩道の工事が終わりましたら交通規制が変わる予定だということで伺っております。ですから、こちらの部分の交通規制が変わるのは、早くて令和8年度頃かなという見込みです。

それと、慈眼寺側の通りですね、町道の。裏門のほうの通りなんですけれども、こちらにつきましては、今までは丁字路だったので、駅から国道に向かっていったところは一時停止だったんですが、丁字路なので止まるという形だったんですが、今後は駅の新しい道路が優先になりますので、今まで止まらなくてよかった裏門の通りですか、が両側一時停止に変更となります。これに伴って、今回の予算で一時停止を強調するためにカラー舗装をしたり、路面標示をしたり、赤色の点滅機を設置する補正予算となっております。

おさらいですけども、旧富田屋さんの交差点は今までどおり、慈眼寺さんの交差点につきましては今までと逆になります。こちらにつきましては、慈眼寺さんのほうにつきましては2月末に変わる予定でございますので、十分に町としても広報等をして注意喚起を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、交通と防犯、カーブミラーと防犯灯は総務課担当なので、私より答弁させていただきます。

今ほど建水課長から答弁あったとおりなんですけども、こちらの路線につきましては来年2月末の開通を予定し

ております。それに合わせまして、カーブミラーと防犯灯それぞれ設置です。こちらは補正予算で対応したいと考えております。カーブミラー3か所なんですけど、こちらにつきましては具体的に、あくまでも今予定なんですけど、今ほど言いました慈眼寺さんのところが優先順位変わるといことで、慈眼寺さんの交差点に1つはつける予定しております。

そこから118バイパスには下るような想定なんですけど、そちらの、今、現道でいいましたらば小湊整骨院から下りていって、今度新しい道にぶつかるような感じになっているんですけど、そちらの箇所にもそれぞれ2か所ほどつける予定をしておりますので、トータル3か所です。

それと防犯灯なんですけど、防犯灯につきましては、まず慈眼寺さんからバイパスのほうに下りていった中間の辺りに1か所。それと、そのバイパスに交わる場所は丁字路になるわけなんですけれども、そこも車、出入りというか、交差点なものですから、そちらにも1か所つける考えはしております。それで計2か所です。

あと、今回、補正予算には計上されておきませんが、中間、その下り、坂のところの中間辺りに1か所、消火栓も設置の予定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 道路の優先関係については、旧118号は今までどおり、町道の絡みでは今までと逆になると。ただ、旧国道のほうについても今までどおりなんだけれども、令和8年度で歩道の整備が完了すれば変わると。これは逆になると。こういう見通しだということですよ。

それで、この歩道整備というのは、今、旧富田屋さんと、あとその隣に空き家が1軒ありますけれども、あれはあそこにかかると思うんですよ。あれは取壊しということになるんですか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

道路の優先関係につきましては、議員さん今おただしの内容で間違いございません。

それから、歩道整備の箇所につきましてなんですけど、県のほうで用地買収を含め、建物の補償を進めているというふう聞いておりますので、そのようなことになると思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると富田屋さんの建物もかかる土地もでしょうね。それと、空き家の部分の建物とかかる土地ですか。建物は取壊し、県が取り壊すということになるんですか。それで、全部取り壊すんですかね、富田屋さんも、古い空き家のほうも。どういうふう聞いていますか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

県が事業主体でございますのでちょっとどこまでお話しできるかなんですけど、伺っているのは2件、

富田屋さんのところともう一件空き家のところ、両方空き家だとは思いますが、2件とも歩道の用地に建物がかかるということで土地とそれから建物の補償をする。補償に関しては取壊し費用とかいろんなものを含めた金銭補償になるのではないかなというふうに思っていますので、事業主体が県ですけれども、県は補償費のお支払いをするということなんだろうと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 慈眼寺側のところが今度逆になるという、一時停止。以前にも浅川町では、前例としてカットサロンひろしのところは今まで逆だったパターンに変わって、ところがやっぱり皆さんご存じのように、あそこは事故が多く、なお一時停止する人も様々で、今まで何回も事故が起きております。今回ももし万が一そういった場面は想定されると思うので、できれば一時停止側ぐらいのところは、交通を通るときに段差、ダダダッと何というか、この先は何かあるんだという何か前提をつけないと、まず同じ事故が起きると思います。今まで町民が普通どおりに走っていた道路を急に止めたり何だりすると必ずありますので、その辺を少し考えて。あれ、一時停止する前によくあるじゃないですか、ダダダッと、ガタガタとなるぐらいの反動をつけないと止まってくれないんじゃないかと思うので、その辺も今度よく考えて、造るようにしてやってください。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 議員おただしのとおり、事故発生がないよう、十分と様々な検討をして、そういうものも設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 18ページの2目道路新設改良費の関係ですけれども、この工事の内容、そして、12節、14節で減額、増額になっておりますけれども、その関係についてお尋ねします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

18ページの道路維持費の工事請負費、それから道路新設改良費の委託料と工事請負費の新設改良費のほうです。

初めに、2目道路新設改良費の委託料と工事請負費です。委託料、測量設計委託料309万7,000円の増につき

ましては、こちらは曲屋破石線に防火水槽がありまして、この防火水槽が道路拡幅に伴って移設が必要であることから、この防火水槽を移設するための設計費用として309万7,000円を計上しております。

また、工事請負費につきましては、本来、曲屋破石線の工事を実施する予算でございましたけれども、設計をして防火水槽を先に移設しないと工事ができないということから、予算の組替えをしたところでございます。以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 内容は分かりました。

それと関連してでありますけれども、この曲屋破石線の工事でありますけれども、工期については11月いっぱいと認識してはいたしましたが、今回、その工期が延期になっております。その理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

曲屋破石線の道路改良、道路舗装工事の件です。

こちらにつきましては、今年度、令和6年7月17日に契約をいたしまして、当初工期11月29日までとしておりました。こちらにつきましては工事内容の変更がございまして、当初設計に入っていなかった道路路肩下の用排水路工事を追加で施工することといたしました。また、予算の関係もありまして舗装面積を追加することに決めたため、こちらの変更契約に伴いまして業務量が増加したことにより工期を延長したものでございます。こちら50日間延長いたしました。令和7年1月10日までということで変更をいたしております。工事につきましては年内には完成する予定になっております。見込みです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） そうしますと、追加工事ということでありまして、これはやはり想定できなかったという工事なのか。それと、あくまでも追加ということであれば、担当課としては正当な理由ということであるのかお伺いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

工事を発注するに当たっては、国費も含めて予算を見まして、その予算内で発注するわけでございますけれども、実際に入札いたしますと、請負率などもありまして予算に少し余りがあるという状況もございます。本来まだまだ継続事業ですので、やるところはありますので、請負者と協議の上、町として業務量の増加を協議して協議が調ったため、変更契約したものでございます。なるべく早期に完成するようということで、国費を返さなくてもいいように使い切るという部分で業務量の増ということで変更したものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○2番（富永 勉君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 26ページになりますが、全体的なところでちょっと確認だけさせていただきたいんですが、それともう一つ、23ページもそうなんですけれども。

まず、26ページのほうなんですけれども、今回、ふくしまゼロカーボンアワードということで、2024で当町が優良賞を受けたということで大変おめでたい話だなというふうに感じております。

それで、活動内容として、毎週金曜日はノー残業デーだとか、21日をリフレッシュデーとかやって、そういったものが受賞理由だということなんですけど、その活動自体には敬意を表するところがあるんですけど、一方、補正等によって正職に限って言えば超過勤務手当、これ相当増えています。当初760万3,000円から、衆議院選挙のあれは除きますが、248万4,000円というのは除くんなんですけど、それでも600万ほど増額されています。実質1,374万5,000円というふうになっておるんですけど、事業内容が結構、職員さん一人一人が活発に令和6年度動いていただいた結果だというふうには認識しておるんですけども、時間的にどのぐらい、当初予算の760万から1,374万5,000円、実質、増額されている。逆に言えば倍ほどになっているという意味合いからいけば、時間的に当初見積もっていた時間と、それから実際のここに至った時間、どのぐらい増えているのか、その辺のところをちょっとご教授願えればというふうに思っています。

それから、もう一つ、23ページに町営プール費というのがあります。それで監視員報酬として22万4,000円が計上されているんですけど、これはどういう内容なのか、ちょっとお教えいただけますか。

以上2点ほどお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきますが、超過勤務手当です。初日の提案理由の説明の中でもご説明は若干申し上げたんですが、今回超過勤務、このようなことで補正上げさせていただいております。昨年度、ちょうど1年前の12月定例会のときも5番議員さんからおただしあったんですが、うまい答弁の仕方ができるのかなんですけれども、超過勤務手当全体でいったらば、例年ベースでいいましたらば年度ごとに下がってはおると認識しておるんですけど、超過勤務時間にしても。どうしても一番が、2つ、私のほうでは要因を考えています。

まず1つは、我が町も、いろいろ町のPRのために土曜日、日曜日、昨日も東京出張とかございまして、定住・移住の関係のPRもしてきたんですけれども、そのようなことで土曜日、日曜日、我々よりも一般職、超過勤務対応の職員が対応しております。

それが一つと、もう一つ、これは全体的な話なんですけれども、我が町の正規職員75なんですけど、本来、定員管理からいきましたらば82で、実はそもそもなんですけど、職員が、正規職員は条例定数からいきましたらば少なくなっております。それで皆さん、うちの職員は一人何役も仕事を持っているものですからどうしても仕事に滞ることがあります。どうしても日中、住民の方の対応等していますと、必然的に夜行方。最悪、土日出勤するということが多々ございまして、こちらとしましてもいろいろ対応はしているんですけども、やはりそうすると何かというと超過勤務手当に反映せざるを得ないと思っております。

私ども、1か月に1回ずつ安全衛生委員会は開いております。その中で、このように職員が何時間かということ、例えば50時間オーバーとかあるんですけれども、その方をリストアップしております。こちらを一つ一つ精査して行って、今後も引き続きなんですが、超過勤務手当、超過勤務手当といいますが、残業は極力減らすように心がけるようにしております。

それと、2点目のプール監視員の23ページのところなんですけど、監視員報酬は会計年度任用職員のものですから、もうシーズンは終わっていますけれども、遡っての支給となります。これは人勤の絡みになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 精神論は分かるんですよ。それでやっていることも土日出てきて、管理職以外の方も、一般職の方も出られて、一生懸命頑張っているというのは分かるんです。そのことは分かるんですよ。ただ、当初予算から比べると倍になっていますよという現実に向けて、じゃ、時間的にどうだったのかと。今、お話だったらば、逆に言うんだったら一般的な残業で、日々の残業で何時間予定していたんだけど、何時間に増えました、それから、土日の休日出勤はこれだけ増えたので、代休等に変えられない部分がこれだけあるんだということで増えているんだということで、中身を否定しているものじゃないんですよ。そういう分析をきちっとされていますかということで、そういう質問をさせていただいた。

逆に、当初、冒頭に言いましたとおり、我が町浅川は、ノー残業デーだとか何かで自治体としては浅川町、唯一ですよ。ゼロカーボンにのっかって表彰されている中身がそういうことだという発表があったものから、それをお伺いしているんです。

ちょっと乱暴な計算になるんですが、ちょっといいですかね。リフレッシュデーとは別として、毎週金曜日ノー残業デーだと位置づけます。これをやられているかどうかというのはまた別問題で、それは私のほうで、じゃ、やっていますかという話はしません。ただ、やられているものだというふうに理解して話しますと、月4回平均あります。12月で48日あります。そうすると連休等や有給休暇を加味しなければ、月20日の稼働で年240日で、そのうち48日を引くと192日の勤務になります。それで、その勤務にて1,374万5,000円の超過勤務手当が発生するとすると、72名の職員のうち管理職の方を除きますから大体63名ぐらいですか、この辺のところはちょっと私も見識がないんですが、1日当たり7万2,000円かかっています、この役場の中で。そうすると、1人当たり、じゃ、幾らかかるのかなという1,136円ほどかかっているという計算になるんですよ。

細かく計算するとそういうことになるんですが、私は中身についてどうのこうのという話は一切していませんので、そこところは皆さん方が本当に浅川町の魅力を発信するんだということで東京出張なりなんなりとやったり、それから土曜、日曜に関しても出てきて、勉強会だとかいろんなことをやっているというのは重々承知しているところなので、ただ、それを管理職の立場として、何時間の設定について何時間がオーバーしたと、だから、これだけの金額になっているんですよ。その代わり、土日の出勤でこれだけあるんですよ。だから、これだけ増えているんですよということが明確にならなかったらば、精神論だけでやっているんですよ。

安全衛生委員会を含めて、何時間以上の人には注意しているんですよとかという話じゃなくて、現実のバック

ボーンとしてこういうものがあるんだというのを明確にしておかなかつたら、今後のこういったノー残業デーも含めて、町長の方針の下に何か施策をしようとしたときは、全てのいろんな理由がくっついてきちゃうんじゃないかということを私は申し上げているので、その辺のところは明確になっていないのであれば、後でも結構なので明確にさせていただければというふうに思っています。今すぐ答えてくださいというわけではございませんので、その辺のところよろしくをお願いします。

と同時に、2点目のプール費についてはよく分かりました。こちらのほうは理解させていただきました。どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 木田議員のおっしゃるとおりだと思っています。本当に今年、物すごく土日が多くて、残業が多くなっているのは最近目につきました。

それで、恐らく私の指導も悪いと思いますが、とにかく自分の公約、皆さんから言われている公約を少しでも実行するために、私が指示を出しております。それで、本当に残業は、議員さんは知っていると思います、恐らく監査さんも知っていると思いますが、以前に比べてかなり少なくなっておりますが、ここ最近、今年になってから増えているのは事実であります。とにかく職員の健康管理を十分注意しながら張りをつけて、今後やらせていただきたいと思います。

補足説明を担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） まず初めに、5番議員さんおっしゃった精神論、私のほうでは感情論あったことをまずおわび申し上げます。

私のほうで答弁したいのは、5番議員さんおっしゃることはよく分かります。しかし、私の立場からすれば、職員がそのようなことで、またこれも精神論になっちゃうかもしれないんですけども、町長が常々言っております全ては町民のためにとということで職員一同、一丸になって仕事をしているわけなんですけれども、今後もこの超過勤務手当につきましては精査はしたいと思います。思いますというか、精査はしておるんですが、引き続きしていきます。

それと、うちの町、年間の一般会計の予算が約40億で、これで切り詰めて歳入歳出整合性取るためには、具体的な話になりますけれども、超過勤務手当の額、当初で上げますと4%でしか取っていないんです。それは歳入歳出の調整の関連もあるものですから、このようなことで途中でどうしても、まさかサービス残業というわけにいかないの、こちらは苦肉の策といえば苦肉の策なんですけれども、今後もこのようなことのないように、なお仕事の改善は日々行っております。

この職員の給与費明細のところにも書いてありますが、我が町35歳という、県内ではもうずば抜けて若い職員なんです。その職員を、我々がもう一番トップになっておりますから、育成するのなかなか時間かかると、仕事を当たり前やってくれといってもなかなか定時では上がれないと、そういうこともあるものですから、今後も引き続き、私たちがもうそんなんですけども、よく職員指導して、もう一つは仕事の効率化も含めて行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 町長さんのお話も、それから、今、総務課長のお話も分かるんです。理解している上での話なんです、総務課長から今話ありましたように、サービス残業なんていうとんでもないワードが出てきました。こんなものあってはならないというのは、これはもう大前提です。そんなことは口にしてもいけない言葉だと僕は思っています。そんな一昔前だとブラック企業だとか何かと言われて、民間にもありました、そういうことが。だけれども、民間においても必ず労基署が入ってきて改善勧告が出ます。それは必ず、一回やられると、もう次、毎年来ます。毎年改善されます。そんなものを何回も続けて、そのうち営業停止みたいな話になってきます。ですから、ぜひともそれは当然、総務課長も考えていない、当たり前のことを今お話ししたんだというふうに理解しているんですけども。

ただ、先ほど出ました定数の問題、72名という今現在が、実際は82名云々の話もしました。私が言いたいのは、ある人に偏った、それは安全衛生委員会のほうで見てもらっているんで、それは心配ないと思うんですが、ある人に偏った50時間も、80時間も、100時間も超過勤務があるなんていう実態は多分ないんだろうと思います。安全衛生委員会が機能しているのであれば、多分そういうことは俎上にのっているし、皆さんが共通認識として持っているんだろうと思いますから、その辺は心配ないと思うんですが、私が言いたいのは、そういった当初予算から、人数が少ないところでこれだけの事業を今までよりも1.5倍も膨らんでやっているんだということをやるとすれば、それなりの予算を取っていただきたいと私はそう思っています。

それが議会で否決するものでもないし、何でこんな多いんだと、今までの何%なのに、何で急に6%だの7%だのという増額をしているんだということがあろうかと思いますが、一つには予算のときはこんなに少なく見積もっておいて、実際には倍ぐらいになるんだよという話にはならないと思うんですよ。ぜひともその辺も加味しながら、一人一人に比重が偏らない形の中でぜひとも運営していただきたいし、その辺の分析は多分総務部のほうでなされているとは思いますが、思いますが、今ここで時間云々の話は出てこないと思うんですが、ぜひとも働き方改革も含めて、そういったことで、ゼロカーボンでもそういったものをうたっているわけですから、ぜひともその辺のところのめり張りをつけて、ぜひ仕事というか業務に当たっていただきたいなという私の意見です。

それで、基本的にはもう細かいことはお聞きしませんので、そういった形の中でよくよく検討していただくと同時に、一人一人の職員さんに偏らないような形の中でやっていただければなというふうに思って、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にこのサービス残業は絶対にあってはならないと思っております。これは、私が町長になってからは、恐らく私はないと思っております。これは本当に議員の皆さんも知っているとおり、昔からサービス残業はあったかもしれませんが、私はサービス残業はどんなことあってもさせませんので、30分以上やった場合には必ず本当に超過勤務をつけなければならないと思っております。

あと、5番さんが今強く言った人に偏った残業、これも絶対駄目だと思っておりますので、本当、今後とも注意しながらやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点お願いします。

22ページ、教育費、社会教育総務費の18節指定文化財保存事業補助金の中身と支出先を教えてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

10款6項1目社会教育総務費の18節指定文化財保存事業補助金、こちらにつきましてですが、町の指定文化財となっております里白石の来福寺のほうの補助金となっております。

こちら、消防署のほうから来福寺さんのほうに消防設備を設置してくださいということで、特定小規模施設用自動火災報知機設備、それから消火器の設置義務があるということで、こちらのほう、実際は総額で62万ほどかかっておりますが、こちら町のほうで前回、来福寺さんのヒイラギの樹木診断ということで、その際にも町のほうで事業費の3分の1を補助してございまして、そのときに県のほうの補助金も3分の1出されておる経緯がございました。それで、今回につきましても、町のほうから3分の1の補助で20万円を補助金として出させていただくように計上させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

ここで申し上げます。今の説明というか、答弁で来福寺ということで関係ありますので、菅野朝興議員、しばらく退席をお願いしたいと思います。

〔3番 菅野朝興君退席〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第51号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

菅野朝興君の復席を求めます。

〔3番 菅野朝興君復席〕

○議長（水野秀一君） 菅野朝興議員に申し上げます。今の案件につきましては、起立全員で可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第52号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第52号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第53号 浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第53号 浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第54号 浅川町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第54号 浅川町下水道事業会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、発議第8号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、発議第8号 訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第14、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第15、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分